

平成24年10月教育委員会議（第7回）

議案第1号 「和木町教育委員会委員長の選挙について」

内 容

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、委員長を選挙する。

結 果

- ・和木町教育委員会会議規則第2条第2項により、委員長の選挙の方法は、氏名推選に決定した。
- ・委員全員の同意により、太田俊裕委員を委員長として決定した。

議案第2号 「和木町教育委員会教育長の任命について」

内 容

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の規定により、教育長を任命する。

結 果

- ・委員全員の同意により、河村忠昭委員を教育長として任命した。

議案第3号 「和木町教育委員会委員長職務代理者の選任について」

内 容

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、委員長職務代理者を指定する。

結 果

- ・和木町教育委員会会議規則第4条に、委員長の職務代理者は先任の委員が委員長の職務を代理する。との規定どおり、宮本健吾委員を委員長職務代理者として決定した。